

## ○海上自衛隊の文書の形式等に関する達

〔昭和38年9月3日〕  
〔海上自衛隊達第76号〕

- 改正 昭和40年3月1日 海上自衛隊達第16号〔船越分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕
- 昭和42年9月30日 海上自衛隊達第53号〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達16条による改正〕
- 昭和43年3月15日 海上自衛隊達第11号〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達15条による改正〕
- 昭和43年6月26日 海上自衛隊達第36号〔父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕
- 昭和43年10月19日 海上自衛隊達第57号〔第1次改正〕
- 昭和45年3月2日 海上自衛隊達第9号〔地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕
- 昭和46年4月1日 海上自衛隊達第17号〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕
- 昭和48年10月16日 海上自衛隊達第49号〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕
- 昭和48年12月14日 海上自衛隊達第55号〔第2次改正〕
- 昭和49年3月15日 海上自衛隊達第15号〔第3次改正〕
- 昭和49年4月11日 海上自衛隊達第23号〔第4次改正〕
- 昭和50年8月1日 海上自衛隊達第19号〔第5次改正〕
- 昭和51年5月11日 海上自衛隊達第15号〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達附則8項による改正〕
- 昭和53年6月30日 海上自衛隊達第24号〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正〕
- 昭和56年3月26日 海上自衛隊達第15号〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕
- 昭和56年5月6日 海上自衛隊達第20号〔第6次改正〕
- 昭和56年7月14日 海上自衛隊達第27号〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕
- 昭和58年6月28日 海上自衛隊達第28号〔誘導弾整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕
- 昭和60年4月6日 海上自衛隊達第10号〔佐世保造修所佐世保磁気測定所の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達1条による改正〕
- 昭和60年6月27日 海上自衛隊達第16号〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕
- 昭和61年3月22日 海上自衛隊達第8号〔海洋観測艇の除籍等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕
- 昭和62年5月21日 海上自衛隊達第13号〔海上幕僚監部衛生部企画室等の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕
- 昭和62年6月29日 海上自衛隊達第17号〔基地業務隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達5条による改正〕
- 昭和63年3月17日 海上自衛隊達第11号〔第7次改正〕
- 平成4年2月14日 海上自衛隊達第4号〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕
- 平成9年4月9日 海上自衛隊達第15号〔掃海艇7号型の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕
- 平成10年3月10日 海上自衛隊達第9号〔掃海管制艇の就役等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕
- 平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達22条による改正〕
- 平成13年3月22日 海上自衛隊達第11号〔舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕
- 平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達20条による改正〕
- 平成15年3月26日 海上自衛隊達第19号〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕
- 平成19年1月9日 海上自衛隊達第1号〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達第20条による改正〕
- 平成20年3月26日 海上自衛隊達第20号〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第11条による改正〕
- 平成21年7月31日 海上自衛隊達第61号〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第8条による改正〕

平成21年12月4日 海上自衛隊達第79号〔第8次改正〕  
平成27年11月27日 海上自衛隊達第39号〔海洋業務群等の改正等に伴う  
関係海上自衛隊達の整理に関する達第15条による改正〕  
平成29年10月31日 海上自衛隊達第27号〔音響測定隊の改編等に伴う関  
係海上自衛隊達の整理に関する達附則による改正〕  
令和2年9月30日 海上自衛隊達第49号〔艦隊情報群等の新編に伴う関  
係海上自衛隊達等の整理に関する達第11条による改正〕  
令和4年3月16日 海上自衛隊達第12号〔自衛隊大湊病院等の廃止等に  
伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第4条による改正〕

防衛庁における文書の形式に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）第10条及び第11条並びに別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づき及び同訓令を実施するため海上自衛隊の文書の形式等に関する達を次のように定める。

#### 海上自衛隊の文書の形式等に関する達

（達の制定者）

第1条 防衛省における文書の形式に関する訓令（以下「訓令」という。）別表第1海上自衛隊の項中「群司令、隊司令及びこれらに準ずる部隊（クルーを含む。）の長で海上幕僚長の定める者」及び「自衛艦の長で海上幕僚長の定める者」は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 音楽隊長
- (2) 特別警備隊長
- (3) 弾薬整備補給所長
- (4) 造修補給所長
- (5) 基地分遣隊長（地方隊直轄によるものに限る。）
- (6) 海洋観測所長
- (7) 音響測定所長
- (8) システム通信分遣隊長
- (9) 艦長（地方隊直轄以外の基地分遣隊に所属する艦長を除く。）
- (10) 艇長（地方隊直轄によるものに限る。）
- (11) 水上戦術開発指導分遣隊長
- (12) 潜水艦教育訓練分遣隊長
- (13) 音響測定隊のクルー長
- (14) 海上幕僚長の承認を得た者  
（行動命令及び一般命令の発令者）

第2条 訓令別表第2及び別表第3海上自衛隊の項中「群司令、隊司令、基地分遣隊長、警備所長及びこれらに準ずる部隊（クルーを含む。）の長で海上幕僚長の定める者」は、前条各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 地方隊直轄以外の基地分遣隊に所属する艦長
- (2) 掃海艇の艇長
- (3) 地方警務隊長
- (4) 水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊長

- (5) 基地業務分遣隊長
- (6) 航空分遣隊長
- (7) 磁気測定所長（佐世保造修補給所佐世保磁気測定所長を除く。）
- (8) 海上幕僚長の承認を得た者  
（個別命令及び日日命令の発令者）

第3条 訓令第10条及び第11条に規定する「それらの定める者」は、訓令別表第3海上自衛隊の項及び前2条の各号に掲げる者とする。

（行動命令等の番号の発令者の略号）

第4条 訓令様式第3の規定の例による行動命令、一般命令、個別命令及び日日命令の番号の発令者の略号は、海上自衛隊の部内相互間において使用する文書の略語の定義に関する達（昭和29年海上自衛隊達第27号）に規定する略語を用いるものとする。

附 則

この達は、昭和38年9月3日から施行し、昭和38年8月14日から適用する。

附 則〔船越分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

この達は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和43年3月16日から施行する。ただし、阪神基地隊、大阪派遣隊及び阪神警務分遣隊並びに市ヶ谷業務分遣隊に係る部分は、同月30日から施行する。

附 則〔父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和43年6月26日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和43年10月19日から施行する。

附 則〔地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和49年3月15日から施行する。ただし、輸送艇に係る改正規定は、

同月30日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

1 この達は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則〔第6次改正による附則〕

この達は、昭和56年5月6日から施行する。

附 則〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年7月15日から施行する。

附 則〔誘導弾整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則〔佐世保造修所佐世保磁気測定所の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則〔海洋観測艇の除籍等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和61年3月27日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部衛生部企画室等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則〔基地業務隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達の附則〕

この達は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則〔第7次改正による附則〕

この達は、昭和63年3月17日から施行する。

附 則〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成4年2月15日から施行する。

附 則〔掃海艇7号型の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年5月1日から施行する。

附 則〔掃海管制艇の就役等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達中第5条の規定は平成10年3月20日から、その他の規定は同月23日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年3月24日から施行する。ただし、特別警備隊に係る部分は、同月27日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則〔第8次改正による附則〕

この達は、平成21年12月4日から施行する。

附 則〔海洋業務群等の改正等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第15条による改正〕

この達は、平成27年11月27日から施行する。

附 則〔音響測定隊の編制等の細部に関する達の附則〕

この達は、平成29年11月1日から施行する。

附 則〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則〔自衛隊大湊病院等の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和4年3月17日から施行する。